

第2次北海道6次産業化・地産地消推進戦略(推進計画)

令和2年(2020年)3月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

第2次北海道6次産業化・地産地消推進戦略（推進計画） 目次

第1	戦略（推進計画）について	1
1	策定の趣旨	1
2	期間	1
第2	現状と課題	1
1	農林水産業の現状	1
	（1）農業	1
	（2）林業	2
	（3）水産業	2
2	6次産業化に係る現状と課題	2
	（1）6次産業化に係る現状	2
	ア 6次産業化の総販売金額と事業体数	2
	イ 6次産業化の取組実現に向けた支援	4
	ウ ワンストップでの課題解決～「北海道6次産業化サポートセンター」	4
	エ 総合化事業計画の認定件数等	5
	（2）6次産業化に係る課題	6
第3	取組方針	7
第4	成果目標と効果検証	8
1	成果目標	8
2	効果検証	8
第5	積極的に活用を図るべき農林水産物及びそれを原料にした新商品の開発、加工技術、販路開拓の方向性	8
1	農産物	8
	（1）米	8
	（2）畑作物	8
	ア 小麦	8
	イ 豆類	9
	ウ 馬鈴しょ	9
	エ てん菜	9
	（3）園芸作物	9
	ア 野菜	9
	イ 果実	9
	（4）その他作物	9
	ア そば	9
	イ 特用作物	9
	ウ 薬用作物	10
	エ 花き	10
	（5）畜産物	10
	ア 牛乳・乳製品	10
	イ 牛肉・豚肉・鶏肉	10
	ウ 鶏卵	10
	エ めん羊	10
	オ 蜂蜜	10
2	林産物	11
3	水産物	11
4	加工技術及び販路開拓の方向性	11

第6	支援施策	11
1	サポートセンターによる支援	11
2	6次産業化に取り組む人材の育成	12
3	北海道の安全・安心な農林水産物を活かした6次産業化商品の開発	12
4	各種商談会等を活用した販路開拓・拡大への支援	12
5	補助事業や無利子資金の融通による支援	12
6	市町村、関係機関・団体等との連携による効果的な支援体制の整備	12

第1 戦略(推進計画)について

1 策定の趣旨

1次産業者である農林漁業者等が、農林水産物をはじめとする地域の特色ある資源を活用して商品開発や販売、新事業の創出等に取り組む「6次産業化」の取組は、農山漁村における所得の向上や雇用の確保、地域経済の活性化が期待される重要な取組であり、我が国最大の食料供給地域である北海道の農山漁村は、これらの取組を進めることにより、今後その価値をさらに高める可能性を持っています。

国においては、平成22年(2010年)12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(以下、「六次産業化・地産地消法」という。)を制定し、「6次産業化」と「地産地消」に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興等を図るとしています。

このため、道としても6次産業化を着実に推進するための指針として平成28年(2016年)3月に策定した「北海道6次産業化・地産地消推進戦略(推進計画)」について、これまでの取組成果や直近の情勢を踏まえ改訂することとし、地域や関係機関・団体等と連携し、6次産業化の取組を推進します。

2 期間

令和2年度(2020年度)から概ね5年間

第2 現状と課題

1 農林水産業の現状

(1) 農業

北海道は、寒冷で積雪期間が長いなど厳しい自然条件下にありますが、明治以来、欧米の近代的な農業技術の導入や生産基盤の整備等によりこれらを克服し、稲作、畑作、酪農・肉用牛などを中心とした生産性の高い農業が展開されています。

平成30年(2018年)の北海道の耕地面積は約114万5千haで、全国の耕地面積の4分の1を占めており、農家1戸あたりの耕地面積は28.9haと都府県平均の13倍となっています。

農家戸数(販売農家)は3万6千戸で、全国の3.1%ですが、主業農家率は72.9%と都府県の20.0%を大きく上回っており、専門的な農家により大規模で生産性の高い土地利用型農業が展開されています。

平成29年(2017年)の農業産出額は1兆2,762億円と全国の13.6%を占め、小麦、大豆、馬鈴しょ、てん菜等の畑作物をはじめ、たまねぎ、かぼちゃ、スイートコーン等の野菜、生乳や牛肉など多くの農畜産物が全国第1位の生産量を誇り、重要な役割を果たしています。

(2) 林業

北海道の森林面積は、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日現在 554 万 ha と、北海道の土地面積(北方領土を除く)の 71%、全国の森林面積に占める割合は 22%となっており、森林面積を道民 1 人あたりに換算すると約 1.0ha となり、全国平均の約 5 倍となっています。

また、森林蓄積は、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日現在では 8 億 141 万 m³で、全国の 15%を占めており、近年は、人工林の蓄積が顕著に増加しています。

平成 28 年度(2016 年度)末の道内の森林所有者数は約 14 万人で、このうち、5ha 未満の小規模な所有者は約 9 万 3 千人で全体の約 68%を占めています。

平成 29 年(2017 年度)の木材関連産業の工業出荷額は 6,018 億円で、全製造品出荷額に占める割合は約 9.8%と全国の 3.8%に比べて高くなっています。

(3) 水産業

北海道は、日本海、太平洋、オホーツク海とそれぞれ特性の異なる 3 つの海に囲まれ、平成 29 年(2017 年) 3 月 31 日現在 4,448km(海岸統計。北方領土等を含む)と全国の 12.5%にあたる海岸線を有しています。周辺海域は、北方に広く展開する大陸棚と、日本海の武蔵堆等の堆を擁しているなど、海底地形は起伏に富んでおり、また、道東太平洋沖では黒潮から分かれて北上する暖流と栄養塩に富んだ親潮(寒流)が交錯して潮目が作られるなど、総じて好漁場となっています。

また、豊かな恵みの場である広大な漁場を背景として、漁業や水産加工業を中心とした、水産都市や漁村が海岸線に沿って形成されています。

平成 29 年(2017 年)の海面漁業・養殖業(属人統計)の生産量は、82 万トン(全国生産の 19.4%)、産出額は 2,752 億円(全国生産の 18.8%)で、量、金額ともに全国第 1 位の生産規模となっており、特に主要魚種であるホタテガイ、スケトウダラ、ホッケ、サケ、サンマ、コンブは、道産の占める割合が高く、全国第 1 位の生産となっています。

道内の水産加工業を見ると、平成 28 年(2016 年)の水産加工業製造品出荷額は 6,939 億円(全国の 23.3%)であり、漁業生産とあわせて、水産業は北海道の基幹産業となっています。

2 6 次産業化に係る現状と課題

(1) 6 次産業化に係る現状

ア 6 次産業化の総販売金額と事業体数

農林水産省の 6 次産業化総合調査によると、北海道の農業生産関連事業による年間総販売金額は、平成 25 年度(2013 年度)の 1,400 億円が平成 29 年度(2017 年度)には 1,553 億円に増加する一方、取組件数は、平

成 25 年度(2013 年度)の 3,510 件をピークに、平成 29 年度(2017 年度)は 3,470 件に減少し、この傾向は全国も同様です。

また、北海道の漁業生産関連事業による年間総販売金額は平成 25 年度(2013 年度)の 771 億円から平成 29 年度(2017 年度)の 652 億円に減少しましたが、取組件数は 300 件から 380 件に増加しています。

取組内容としては、「農産物の加工」及び「農産物直売所」が過半を占めていますが、「観光農園」や「漁家民宿」、「漁家レストラン」も増える傾向にあり、様々な取組が広がっています。

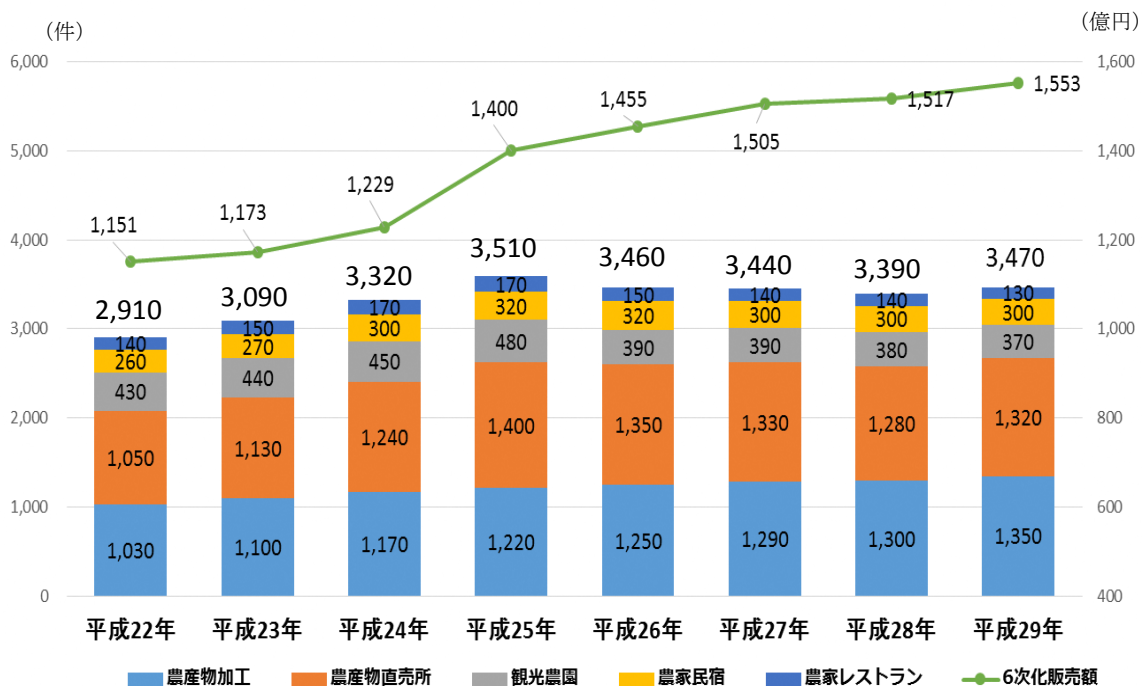
■農林漁業生産関連事業年間総販売金額（全国・北海道）

(単位：百万円)

区分	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道
農産物の加工	840,670	107,670	857,679	113,389	892,291	118,614	914,086	117,714	941,262	120,136
農産物直売所	902,555	26,517	935,630	26,434	997,394	26,688	1,032,367	28,665	1,079,020	29,887
観光農園	37,766	1,848	36,430	2,099	37,798	2,300	39,209	2,421	40,159	2,499
農家民宿	5,431	284	5,406	358	5,539	409	5,670	371	5,734	392
農家レストラン	31,045	3,651	32,089	3,218	35,024	2,582	36,180	2,550	38,260	2,429
計	1,817,468	139,969	1,867,234	145,497	1,968,047	150,593	2,027,512	151,720	2,104,435	155,343
水産物の加工	171,916	68,486	172,388	66,289	184,710	62,290	178,271	58,807	174,481	56,024
水産物直売所	31,275	8,596	33,204	9,041	36,486	9,313	37,315	8,782	37,465	7,823
漁家民宿	-	-	-	-	7,006	430	7,237	553	7,643	559
漁家レストラン	-	-	-	-	5,438	769	7,189	790	7,526	800
計	203,191	77,081	205,593	75,330	233,639	72,802	230,012	68,932	227,114	65,206

資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

■北海道の6次産業化事業（農業生産関連事業）による年間総販売金額・取組件数の推移



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

イ 6次産業化の取組実現に向けた支援

道では、国の交付金を活用した「6次産業化ネットワーク活動事業」により、地域における農林漁業者と2次・3次産業の様々な事業者とのネットワークづくりや人材育成等を支援するとともに、関係機関・団体との全道段階での情報共有、ネットワーク形成を進めるネットワーク交流会議の開催や農業改良普及センターによる普及指導を行っています。

さらに、「六次産業化・地産地消法」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下、「農商工等連携促進法」という。）」に基づく認定計画の実現に向けて、農林漁業者が2次・3次産業者と連携して取り組む新商品開発・販路開拓に必要な取組や、それらに必要な機械・施設等の整備に対する支援を行っています。

ウ ワンストップでの課題解決～「北海道6次産業化サポートセンター」

道では、農林漁業者等からの個別相談への対応等の支援を行う「北海道6次産業化サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置・運営しています。

サポートセンターでは、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等を対象として、「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の策定にあたってのサポートを行うほか、中小企業診断士や税理士、食品加工等、6次産業化に取り組む際に必要となる各分野の専門家を6次産業化プランナーとして派遣するなど、6次産業化に関する課題をワンストップで解決することを目指し、幅広いニーズに対応できる相談体制を構築しています。

平成30年度(2018年度)の相談件数は、延べ1,448件で、その相談内容は総合化事業計画に関するものが最も多く、次いで、情報交換、制度照会、商品開発、加工技術、生産体制、販路開拓の順となっています。

また、相談者の業種は農業や畜産業が最も多く、過半を占めています。

■平成30年度北海道6次産業化サポートセンター相談実績

		平成30年4月～平成31年3月 計			
		延べ件数	構成比	相談者数	構成比
相談者 業種	農業	587	41%	184	40%
	畜産業	245	17%	66	14%
	林業	2	0%	2	0%
	漁業	21	1%	11	2%
	その他	593	41%	199	43%
総計		1,448	100%	462	100%

エ 総合化事業計画の認定件数等

6次産業化に取り組もうとする農林漁業者は、専門家の助言を受けながら自らの生産物を原材料とした新商品の開発や新たな販売方式の導入手法などを盛り込んだ総合化事業計画の認定を受け、その実現に向けて取り組んでいます。

令和2年(2020年)2月末現在の認定件数は、全国が2,536件、北海道が156件で全国第1位となっており、事業内容は、加工・直売が54%、加工が25%となっています。

また、新商品の開発等に使用される農林水産物について、全国では、野菜(31%)、果樹(18%)、畜産物と米(それぞれ12%)の割合が高くなっていますが、北海道では野菜(30%)、畜産(29%)の割合が高く、豆類と麦類、果樹がそれぞれ8%と続きます。

総合振興局・振興局別では、認定件数が多いのは十勝(27件)、上川(24件)、オホーツク(22件)で、これらの地域で47%を占めています。

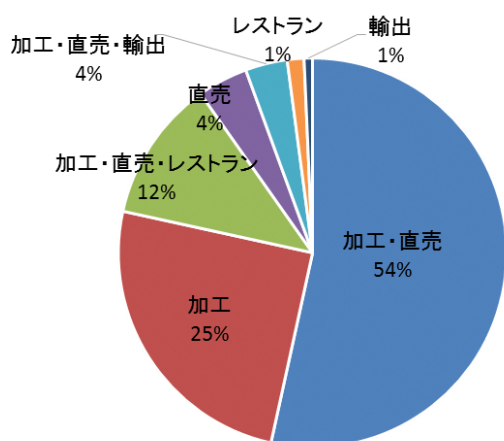
■北海道における総合化事業計画の各年度の累計認定件数の推移

(単位：件)

平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度) ※2月末時点
100	117	123	127	142	152	156

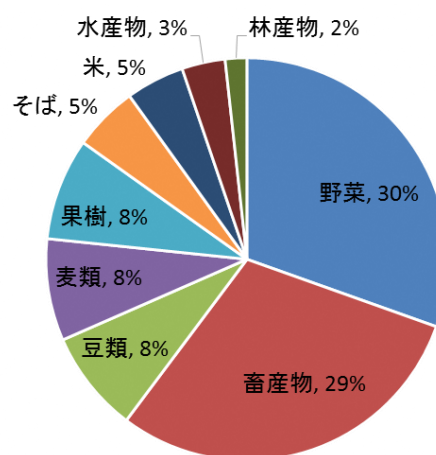
■北海道の総合化事業計画の事業内容の割合

令和2年(2020年)2月現在



■北海道の総合化事業計画の対象農林水産物の割合

令和2年(2020年)2月現在



※ 複数の農林水産物を対象としている計画については、全てをカウントした。

(2) 6次産業化に係る課題

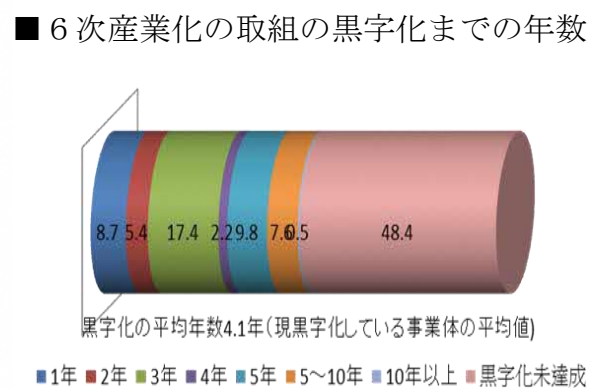
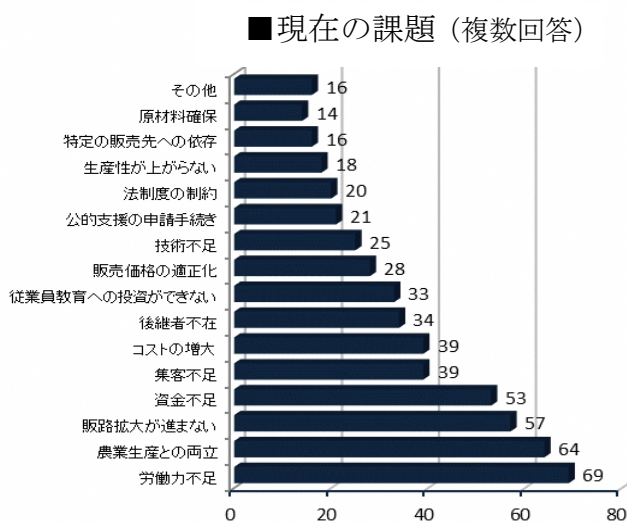
道による六次産業化実態把握調査では、6次産業化に取り組む際の課題として、「労働力不足」と「農業生産との両立」を挙げる回答が多く、農業就業人口が減少する中、こうした課題を解決するためには、加工・販売面で協働する2次・3次産業者等を交えた取組、地域ぐるみの取組、企業との取組等、多様な取組の中から地域の実情に対応した取組が行われることが必要です。

また、取組の黒字化までの年数は平均4.1年、黒字化未達成が5割弱となっており、経営の安定化までに時間を要するのが実態です。その原因としては、事業ビジョンが明確でないこと、ターゲットとなる顧客の設定やニーズの把握が十分でないこと等が挙げられます。

これらを解決するためには、将来のビジョンを明確化し、消費者目線の商品開発を行うことが重要です。その上で、販路拡大に向けた戦略的なマーケティング、ブランディング、営業戦略、農林漁業者と2次・3次産業者とのマッチング、インターネットをはじめとする多様な販売方法の採用、インバウンドや輸出等の海外需要の取り込みが必要です。

一方、施設の整備や改修等に多額の資金を要することから、資金不足も大きな課題であり、補助事業や無利子資金の融通による取組者への支援が必要です。

このため、関係機関や団体等と連携し、6次産業化に係る情報と課題の共有、効果的かつ効率的な支援を行うための体制の下、課題解決に向けて取り組むことが重要です。



資料：平成24年度(2012年度)六次産業化実態把握調査

資料：平成24年度(2012年度)六次産業化実態把握調査

第3 取組方針

道では、「北海道食の安全・安心基本計画」を、国の「農林漁業者等及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年（2011年）3月）において、都道府県が策定することとされている「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置付け、次の取組方針のもと、6次産業化や地産地消の取組を推進します。

<取組方針>

- 道では、地域の豊かな資源を有効活用し、1次産業者である農林漁業者等が自ら行う、若しくは、関係者等と連携して行う6次産業化の多様な取組が全道各地で積極的に展開されるように推進します。
- 地域で生産される農林水産物の加工・直売、輸出、学校給食等への活用、医福食農連携、再生可能エネルギーの利用等に取り組みます。
- 経営感覚を持って6次産業化等の事業に取り組む人材を育成するための人材育成研修会を開催するなど、取組者の課題解決に向けた取組を支援します。

【北海道食の安全・安心条例】

第9条「基本計画」

知事は、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、食の安全・安心に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

第25条「食育の推進」

- 2 道は、道内で生産された安全で安心な食品を消費することにより道民が食の安全及び安心に対する理解を深められるよう、普及啓発、情報の発信、地域の食材の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

【第4次北海道食の安全・安心基本計画】

第2部 施策の推進方向

- 3 食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向

(5) 良質で安全な食品の提供と豊かな食生活の実現

我が国最大の食料生産地域である本道の持つ優位性に基づき、食の北海道ブランドづくりの基本となる食の安全・安心を確保し、農林水産業・農山漁村に対する消費者などの理解の促進や食育の推進に努めながら、本道で生産される農林水産物やその加工品の消費・販売を拡大し、豊かな食生活を推進します。

第4 成果目標と効果検証

1 成果目標

平成31年（2019年）3月に道が策定した「第4次北海道食の安全・安心基本計画」と整合を図ることとし、6次産業化の取組事業体数、6次産業化の年間総販売金額を成果目標とし、平成28年（2016年）を基準年、令和5年（2023年）を目標年として、設定しました。

<成果目標>（概ね5年程度）

<6次産業化の取組事業体数>			
平成28年(2016年)	3,770件	→	令和5年(2023年) 3,800件
<6次産業化の年間総販売金額>			
平成28年(2016年)	2,207億円	→	令和5年(2023年) 2,370億円

2 効果検証

道は、本戦略の策定後、毎年、「北海道6次産業化・地産地消推進協議会」を開催し、成果目標の進捗状況を確認するとともに、施策の状況等を把握し、その結果に基づき必要な措置を講ずるなど効果検証を実施します。

第5 積極的に活用を図るべき農林水産物およびそれを原料にした新商品の開発、加工技術、販路開拓の方向性

1 農産物

(1) 米

主食用米は「ゆめぴりか」をはじめとする良食味品種の登場や、栽培技術の向上等により品質が向上し、全国的に高い評価を得るとともに、業務用などに対応した米生産へのニーズは堅調で、道では、中食や外食等の業務用に適した「そらゆき」をはじめ、冷凍ピラフ等の加工米飯用に適した「大地の星」や「ほしまる」、酒造用に適した「吟風」や「彗星」、「きたしずく」等、多様なニーズに対応した米づくりを推進しています。

(2) 畑作物

ア 小麦

消費者の安全志向や生産者と実需者が一体となった地産地消の取組等を受け、学校給食をはじめ国内産小麦製品の需要が高まっており、大手食品メーカーや外食チェーン、リテールベーカリー等では、道産小麦を100%使用したパンやうどん、ラーメン、餃子が提供されるなど多様なニーズの下で道産小麦の活用が広がっており、道としても更に商品力を高める地域での取組等を進めます。

イ 豆類

消費者の安全志向や健康志向を背景に大手製パンメーカーでは道産小豆の使用が拡大されるなど国産需要の高まりを踏まえ、従来の加工品や和菓子のほか、機能性に着目した商品開発を進めます。

ウ 馬鈴しょ

馬鈴しょの長期貯蔵技術等を活用し、高付加価値化を図るとともに、カットや冷凍等の一次加工や、菓子、おみやげ品の開発等、様々な6次産業化商品の開発を推進します。

エ てん菜

消費者のスイーツ志向の高まりを追い風に、乳製品をはじめとする北海道で生産される菓子の原材料と組み合わせた消費拡大の取組を進めます。

(3) 園芸作物

ア 野菜

高付加価値化を図るとともに、カット野菜や冷凍野菜、乾燥野菜等の一次加工品、漬け物やスープ・ソース類、各種レトルト食品等の加工食品への活用等、様々な商品開発を進めます。

イ 果実

果実加工品は、ジュースやジャム等の従来の加工品に加え、ポリフェノール等の優れた機能性に着目した新商品の開発や、ワインやシードル、果実を使ったスイーツ等、道産果実の風味や特色を生かした果実加工品づくりの取組を進めます。

(4) その他作物

ア そば

ルチン等の機能性、又は製法にこだわった商品づくりのほか、そばの実を活用した菓子等の加工品や新たなメニューづくり等を進めます。

イ 特用作物

特用作物は、様々な用途に利用・加工されていますが、地域活性化の資源としての活用や、機能性に着目した取組等、新規需要の開拓を進めます。

ウ 薬用作物

製薬会社等と連携した安定的な栽培と供給を図るとともに、乾燥調製を行う一次加工等により付加価値を高める取組や、化粧品等生薬原料以外への利用等、地域活性化に結び付く取組を進めます。

エ 花き

アレンジメント等の商品、ドライフラワーやプリザーブドフラワー、アロマオイル、バスソルト等の他のものと組み合わせた商品づくり、街づくり活動や園芸療法への導入等、活用範囲の拡大を進めます。

(5) 畜産物

ア 牛乳・乳製品

広大な土地と冷涼な気候を活かした高品質な生乳から、良質な牛乳やバター、脱脂粉乳、チーズ、生クリーム等が作られ、アイスクリームやスイーツ類をはじめ、機能性に着目したヨーグルト等多様な商品づくりを進めます。

イ 牛肉・豚肉・鶏肉

肉類は、ハムやソーセージ等のほか、地域の野菜や果実を使用したソースと組み合わせた加工調理品等の商品開発を進めます。

ウ 鶏卵

プリンやケーキ等のスイーツ類、味付け卵やオムレツ等の総菜類等、様々な商品開発と、これらの商品を提供するカフェやレストラン等の展開を進めます。

エ めん羊

北海道は全国一のめん羊の産地であり、道産羊肉はその品質の良さから人気がある首都圏のレストラン等へ販売を進めるとともに、北海道名物として有名なジンギスカンやステーキ用肉等の商品化、手づくり羊毛製品や観光牧場等の取組を進めます。

オ 蜜蜂

蜂蜜やローヤルゼリー、プロポリス等は、機能性に注目されており、健康志向や食の安全・安心への関心の高まりを背景に、道産品の活用を進めます。

2 林産物

栽培きのこ類は、自社生産のなめこ、しいたけ等を活用した新商品を開発・加工し、直売所での販売や学校給食への納入のほか、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）と連携し、「きのこ」の機能性成分に着目した新たな用途・商品開発、栽培方法の工夫等による高品質な原木しいたけの生産等、販路も含め、多様な取組を進めます。

3 水産物

地域で水揚げされた水産物を使用した加工品の開発や、付加価値をより一層高めるため、大きさや重量、鮮度等で差別化したブランド化の取組を進めます。

4 加工技術及び販路開拓の方向性

北海道の豊富な農林水産物を原料とした様々な加工食品は、「北海道ブランド」として国内はもとより、海外からも高い評価を得ており、道としては、1次産業や食品工業、関係機関等と連携して、ブランド力の強化に向け、さらなる商品の品質向上や販路の拡大に取り組みます。

また、販路拡大の取組として、産直市やインターネット等を活用した直接販売、地元の農林水産物を使ったメニューを提供するレストラン等、多様な販売・活用の取組を進めるとともに、地域に滞在型の観光客を呼び込めるよう、個性豊かなワイナリーや直売所、レストラン、ホテルを組合せたツアーを作成するなど、フードツーリズムを推進します。

さらに、道外や国外へ道産食品の販路拡大を図るため、道外の百貨店における北海道の物産と観光展の開催や道内外において展示商談会・個別相談会を開催し、国内外市場に精通した流通バイヤー、食品系商社、トップクラスのシェフ等、食のプロフェッショナルによる実践的なアドバイスを行う機会を提供するほか、アンテナショップとして「北海道どさんこプラザ」を国内外に設置し、平成30年(2018年)に策定した「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」に基づき、道産食品の輸出拡大にも積極的に取り組んでいきます。

第6 支援施策

1 サポートセンターによる支援

道内で6次産業化に取り組んでいる、または新たに取り組もうとする農林漁業者等を対象とした総合相談窓口を設けるとともに、6次産業化商品の販路拡大やマーケティング等事業者が抱える様々な課題解決に向けて、6次産業化プランナーの派遣や総合化事業計画の策定、認定後のフォローアップを実施し、事業の黒字転換を促します。

また、高度で専門的な課題解決については、中央サポートセンターと連携した支援を行います。

2 6次産業化に取り組む人材の育成

先進的な6次産業化の取組事例の紹介や、仲間づくりを推進するとともに、情報提供や研修等により、6次産業化に取り組む農林漁業者等の意欲喚起と育成、経営体質の強化を図ります。

3 北海道の安全・安心な農林水産物を活かした6次産業化商品の開発

北海道の気候を生かしたクリーン農業や有機農業等の環境保全型農業による生産物や、「道産食品独自認証制度（愛称：きらりっぷ）」、「道産食品登録制度」等の北海道ブランドを活かし、消費者や実需者等のニーズにあった魅力ある商品の開発を行うとともに、加工技術や機械等のマッチング、商品の磨き上げ、開発した商品の改良への支援、食品の安全・安心に関する知識の習得やクレームへの対応等に関する研修の実施等により、6次産業化事業体の継続した収益向上を推進します。

4 各種商談会等を活用した販路開拓・拡大への支援

6次産業化により地域内の需要を拡大し、付加価値を地域に取り込む経済循環の構築を推進し、安全・安心でおいしい道産食品の良さを積極的にPRするとともに、2次・3次産業者とのマッチングやインターネットの活用をはじめとする多様な販売方法の採用、また、海外市場への積極的展開等による6次産業化商品の販路開拓・拡大を推進します。

5 補助事業や無利子資金の融通による支援

「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者等に対し、無利子の農業改良資金等の制度資金の融通による新たな取組への支援や国の交付金を活用し、新商品開発や販路拡大の取組、それらに必要な加工・販売施設等の整備を支援します。

6 市町村、関係機関・団体等との連携による効果的な支援体制の整備

道段階の「北海道6次産業化・地産地消推進協議会」や、(総合)振興局単位の6次産業化を推進する検討会の開催により、市町村および関係機関、団体等と情報や課題の共有を図るほか、農業改良普及センターによる普及指導活動、農商工連携や食クラスター活動の取組との連携等とあわせて、意欲ある農林漁業者を地域ぐるみで支援します。

さらに、道総研と連携し新商品開発についてのアドバイスや加工適性のある品種についての情報発信を行うなど、6次産業化事業体を支援します。